

身体障害者診断書作成の手引き

(身体障害者障害程度等級表の解説)

平成19年 12月

横浜市障害者更生相談所

本手引きの構成

本手引きは、障害福祉研究会監修の「新訂 身体障害認定基準及び認定要領」を参考とし、次の法令、通知等の内、診断書の作成に必要な箇所を各障害共通事項と個別事項とに再編集しています。

本手引きは手元に保管し、診断書を作成する際に必ず参照してください。

身体障害者福祉法

身体障害者福祉法施行令

身体障害者福祉法施行規則

身体障害者福祉法施行細則準則

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

「身体障害者の取扱い（身体障害認定要領）について」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）

「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）

「横浜市身体障害者障害認定に関する要綱」

（平成18年4月1日最近改正）

共 通 事 項

I 身体障害者手帳

身体障害者福祉法は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行いあわせて身体障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ることを目的としています。

この法律において、身体障害者とは、その者の障害程度が身体障害者福祉法別表（共通事項P. 2）に掲げる一定以上の障害を有する者であって都道府県知事（政令指定都市市長）から身体障害者手帳の交付を受けた者をいいます。

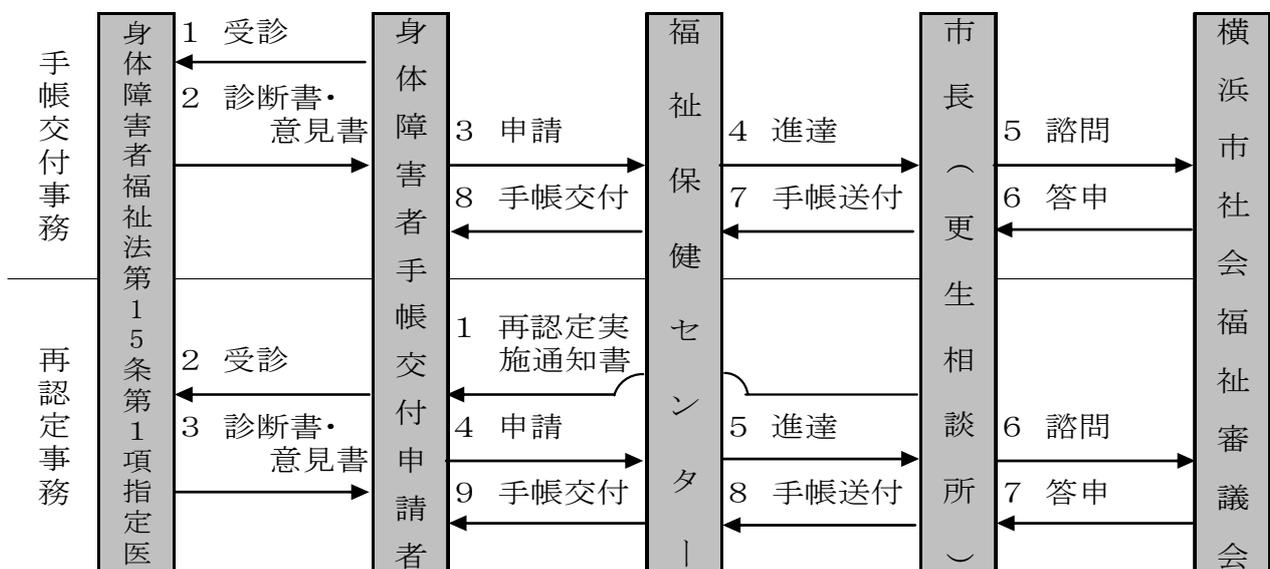
したがって、身体障害者のための各種制度を受けるためには、この手帳を所持していなければなりません。そして、各種制度は障害程度によってその範囲や対象が定められている場合が多く、この手帳は、身体障害者福祉の上で大変重要なものとなっています。

申請するには、身体に障害のある者（その者が15歳未満である場合はその保護者）が、身体障害者手帳新規交付申請書に、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医師の診断書を添えて居住地の福祉保健センターを経由し、横浜市長に申請します。

横浜市長は、この申請を受理した後、障害程度を審査した結果、その障害程度が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当すると認めるときは、福祉保健センターを経由し、申請者に手帳を交付し、該当しないと認めるときは、その理由を付して申請者に通知することとなっています。

また、障害の程度が、更生医療の適用、機能回復訓練等によって、軽減する等の変化が予測される場合は、再認定を実施します。その場合、再認定時期を手帳に記載するとともに、対象者には再認定の実施2か月前までに通知します。

身体障害者手帳交付事務及び再認定事務の流れ



Ⅱ 身体障害者の範囲

身体障害者福祉法は身体障害者の範囲を別表で次のとおり定めています。

身体障害者福祉法別表（第4条、第15条、第16条関係）

- | |
|--|
| <p>一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの <p>二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの4 平衡機能の著しい障害 <p>三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</p> <ol style="list-style-type: none">1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能のそう失2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの <p>四 次に掲げる肢体不自由</p> <ol style="list-style-type: none">1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの2 一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指節間関節以上で欠くもの3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの4 両下肢のすべての指を欠くもの5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害 <p>五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの（注）</p> |
|--|

（注）第12条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

Ⅲ 身体障害者障害程度等級表

身体障害者障害程度等級表について

第1 総括事項

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号、以下「法」という。）は、身体障害者の更生援護を目的とするものであるが、この場合の「更生」とは必ずしも経済的、社会的独立を意味するものではなく、日常生活能力の回復をも含む広義のものであること。従って加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害についても、日常生活能力の回復の可能性又は身体障害の程度に着目することによって障害認定を行うことは可能であること。なお、意識障害の場合の障害認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点において行うこと。
- 2 法別表に規定する「永続する」障害とは、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではないこと。
- 3 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うこと。
また、第2の個別事項の解説は主として18歳以上の者について作成されたものであるから、児童の障害程度の判定については、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定すること。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障害の程度でその障害を認定して身体障害者手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等によって再認定を行うこと。
- 4 身体障害の判定に当たっては、知的障害等の有無にかかわらず、法別表に掲げる障害を有すると認められる者は、法の対象として取り扱って差し支えないこと。なお、身体機能の障害が明らかに知的障害等に起因する場合は、身体障害として認定することは適当ではないので、この点については、発達障害の判定に十分な経験を有する医師（この場合の発達障害には精神及び運動感覚を含む）の診断を求め、適切な取扱いを行うこと。
- 5 7級の障害は、1つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものであること。
- 6 障害の程度が明らかに手帳に記載されているものと異なる場合には、法第17条の2第1項の規定による診査によって再認定を行うこと。正当な理由なくこの審査を拒み忌避したときは、法第16条第2項の規定による手帳返還命令等の手段により障害認定の適正化に努めること。

第2 2つ以上の障害が重複する場合の取扱い

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

- (1) 2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

(2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものである。

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例1)

右上肢のすべての指を欠くもの	3級	等級別指数	7
〃 手関節の全廃	4級	〃	4
		合計	11

上記の場合、指数の合計は 11 となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は 7 となる。

右上肢を手関節から欠くもの	3級	等級別指数	7
---------------	----	-------	---

(例2)

左上肢の肩関節の全廃	4級	等級別指数	4
〃 肘関節 〃	4級	〃	4
〃 手関節 〃	4級	〃	4
		合計	12

上記の場合、指数の合計は 12 となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は 11 となる。

左上肢を肩関節から欠くもの	2級	等級別指数	11
---------------	----	-------	----

2 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用して差し支えないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきではなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものとする。
- (3) 聴覚障害と音声・言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用して差し支えない。
例えば、聴力レベル 100dB 以上の聴覚障害（2級指数 11）と音声・言語機能の喪失（3級指数 7）の障害が重複する場合は1級（合計指数 18）とする。
- (4) 7級の障害は、等級別指数を 0.5 とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。

3 その他

上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、地方社会福祉審議会の意見を聞いて別に定めるものとする。

平成 15 年 1 月 10 日 障発第 0110001 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

IV 身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて

再認定の取扱いについては、身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて（平成 12 年 3 月 31 日障発第 276 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知、平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110004 号改正現在）に基づき、次のとおりとする。

- 1 身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受ける者については、その障害が身体障害者福祉法（以下「法」という。）別表に掲げるものに該当すると市長が認めたときに手帳を交付されているところであるが、手帳の交付を受ける者の障害の状態が永続的に法別表に定める程度に該当すると認定できる場合には、再認定は原則として要しないものであること。
- 2 手帳の交付を受ける者の障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には再認定を実施すること。
- 3 再認定に係る具体的取扱いについては、次によること。
 - (1) 法第 15 条第 1 項及び第 3 項に規定する身体障害者診断書・意見書に基づき、再認定が必要とされる場合は、法第 17 条の 2 第 1 項又は児童福祉法第 19 条第 1 項に基づく診査を行うこととし、診査を実施する年月を決定すること。
 - (2) 診査を実施する年月については、手帳を交付する際に、手帳の交付を受ける者に対し通知すること。
 - (3) 再認定を必要とする者に対しては、診査を実施する月の概ね 1 か月前までに診査を受けるべき時期等を通知すること。
 - (4) 診査を行った結果、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第 10 条第 3 項に基づき、手帳の再交付を行うこと。

また、法別表の障害程度に該当しないと認めた場合には、法第 16 条第 2 項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずること。
 - (5) 再認定の実施に当たっては、市においては身体障害者手帳交付台帳に再認定を行うべき年月を記録すること、又は、再認定台帳を設けること等により事務手続きが円滑に行えるようにすること。
- 4 身体障害者の障害の状態については、医学の進歩等に伴い症状の改善が期待できることとなる場合もあるので、再認定を要しないこととされたもの、又は再認定を必要とするとされたが、その時期が到来しないものであっても、援護の実施機関は必要に応じ随時、法第 17 条の 2 第 1 項又は児童福祉法第 19 条第 1 項による診査を行い、その結果に基づき市長は再認定を実施するものであること。
- 5 再認定に係る診査を拒み、又は忌避する者については、次により取り扱うこと。

(1) 3又は4により診査を受けることを命じたにもかかわらず、これに応じない者については期限を定めて再度診査を受けるように督促すること。この場合、正当な理由がなく診査を拒み、又は忌避したときは法第16条第2項の規定に基づき手帳の返還を命ずることとなる旨を付記すること。

(2) (1)により督促したにもかかわらず指定した期限まで診査を受けなかったときは手帳の返還を命ずること。

ただし、診査を受けないことについてやむを得ない事由があると認められたときはこの限りでないこと。

6 市長は再認定の実施に当たっては、手帳交付の経由機関である福祉保健センター長との連携を十分に図ること等により適正な実施が確保されるように努めること。

7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日(時)から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。

8 参考までに法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想される疾患の一部を示せば概ね次のとおりであること。

(1) 視覚障害関係

ア 前眼部障害

パンヌス、角膜白斑

イ 中間透光体障害

白内障

ウ 眼底障害

高度近視、緑内障、網膜色素変性、糖尿病網膜症、黄斑変性

(2) 聴覚又は平衡機能の障害関係

ア 伝音性難聴

耳硬化症、外耳道閉鎖症、慢性中耳炎

イ 混合性難聴

慢性中耳炎

ウ 脊髄小脳変性症

(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害関係

唇顎口蓋裂後遺症、多発性硬化症、重症筋無力症

(4) 肢体不自由関係

ア 関節運動範囲の障害

慢性関節リウマチ、結核性関節炎、拘縮、変形性関節症、骨折後遺症による関節運動制限

イ 変形又は骨支持性の障害

長管骨仮関節、変形治癒骨折

ウ 脳あるいは脊髄等に原因を有する麻痺性疾患で後天的なもの

後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、パーキンソン病

(5) 内部障害関係

ア 心臓機能障害関係

心筋症

イ じん臓機能障害関係

腎硬化症

ウ 呼吸器機能障害関係

肺線維症

エ ぼうこう直腸機能障害関係

クローン病

オ 小腸機能障害関係

クローン病

疑義解釈

質 疑	回 答
<p>[総括事項]</p> <p>1. 遷延性意識障害者に対する身体障害者手帳の交付に関して、日常生活能力の回復の可能性を含めて、どのように取り扱うのが適当か。</p> <p>2. 加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害にも、日常生活能力の可能性、程度に着目して認定することは可能と思われるが、以下の場合についてはどうか。</p> <p>ア. 老衰により歩行が不可能となった場合等でも、歩行障害で認定してよいか。</p> <p>イ. 脳出血等により入院加療中の者から、片麻痺あるいは四肢麻痺となり、体幹の痙性麻痺及び各関節の屈曲拘縮、著しい変形があり、寝たきりの状態である者から手帳の申請があった場合、入院加療中であることなどから非該当とするのか。</p> <p>3. アルツハイマー病に起因した廃用性障害により、寝たきりの生活となり、全面的に介助を要する状態にある場合、二次的な障害として障害認定することは可能か。</p> <p>4. 乳幼児に係る障害認定は、「概ね満3歳以降」となっているが、どのような障害についてもこれが適用されると考えてよいか。</p>	<p>遷延性意識障害については、一般的に回復の可能性を否定すべきではなく、慎重に取り扱うことが必要である。</p> <p>また、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的、客観的な観点から、機能障害が永続すると判断できるような場合は、認定の対象となるものと考えられる。</p> <p>ア. 加齢のみを理由に身体障害者手帳を交付しないことは適当ではなく、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を謳った身体障害者福祉法の理念から、近い将来において生命の維持が困難となるような場合を除き、認定基準に合致する永続する機能障害がある場合は、認定できる可能性はある。</p> <p>イ. 入院中であるなしにかかわらず、原疾患についての治療が終了しているのであれば、当該機能の障害の程度や、永続性によって判定することが適当である。</p> <p>アルツハイマー病に限らず、老人性の痴呆症候群においては、精神機能の衰退に起因する日常生活動作の不能な状態があるが、この疾病名をもって身体障害と認定することは適当ではない。</p> <p>ただし、関節可動域の制限や筋力低下等の状態が認定基準に合致し、永続するものである場合には、二次的であるか否かにかかわらず、当該身体機能の障害として認定することは可能である。</p> <p>乳幼児については、障害程度の判定が可能となる年齢が、一般的には「概ね満3歳以降」と考えられることから、このように規定されているところである。</p> <p>しかしながら、四肢欠損や無眼球など、障害程度や永続性が明確な障害もあり、このような症例については、満3歳未満であっても認定は可能である。</p>

質 疑	回 答
<p>5. 満3歳未満での障害認定において、四肢欠損等の障害程度や永続性が明らかな場合以外でも、認定できる場合があるのか。</p> <p>また、その際の障害程度等級は、どのように決定するのか。（現場では、満3歳未満での申請においては、そもそも診断書を書いてもらえない、一律最下等級として認定されるなどの誤解が見受けられる。）</p>	<p>医師が確定的な診断を下し難い満3歳未満の先天性の障害等については、障害程度が医学的、客観的データから明らかな場合は、発育により障害の状態に変化が生じる可能性があることを前提に、①将来再認定の指導をした上で、②障害の完全固定時期を待たずに、③常識的に安定すると予想し得る等級で、障害認定することは可能である。</p> <p>また、このような障害認定をする際には、一律に最下級として認定する必要はなく、ご指摘の①満3歳未満であることを理由に、医師が診断書を書かない、②満3歳未満で将来再認定を要する場合は、とりあえず最下等級で認定しておく、などの不適切な取扱いのないよう、いずれの障害の認定においても注意が必要である。なお、再認定の詳細な取扱いについては、「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（平成12年3月31日障第276号）を参照されたい。</p>
<p>6. 満3歳未満での障害認定において、</p> <p>ア. 医師の診断書（総括表）の総合所見において、「将来再認定不要」と診断している場合は、発育による変化があり得ないと判断し、障害認定してかまわないか。</p> <p>イ. また、診断書に「先天性」と明記されている脳原性運動機能障害の場合など、幼少時期の障害程度に比して成長してからの障害程度に明らかな軽減が見られる場合もあるが、「先天性」と「将来再認定」の関係はどのように考えるべきか。</p>	<p>ア. 障害程度や永続性が明確な症例においては、再認定の指導を要さない場合もあり得るが、発育等による変化があり得ると予想されるにもかかわらず、再認定が不要あるいは未記載となっている場合には、診断書作成医に確認をするなどして、慎重に取り扱うことが必要である。</p> <p>イ. 1歳未満の生後間もない時期の発症によるものについては、発症時期が明確に定まらないために「先天性」とされる場合がある。先天性と永続性は必ずしも一致しないことから、申請時において将来的に固定すると予想される障害の程度をもって認定し、将来再認定の指導をすることが適切な取扱いと考えられる。</p>
<p>7. 医師が診断書作成時に、将来再認定の時期等を記載する場合としては、具体的にどのような場合が想定されているのか。</p>	<p>具体的には以下の場合であって、将来、障害程度がある程度変化することが予想される場合に記載することを想定している。</p> <p>ア. 発育により障害程度に変化が生じることが予想される場合</p> <p>イ. 進行性の病変による障害である場合</p> <p>ウ. 将来的な手術により、障害程度が変化することが予想される場合 等</p>

質 疑	回 答																																				
<p>8. 身体障害者福祉法には国籍要件がないが、実際に日本国内に滞在している外国人からの手帳申請に関しては、どのように取り扱うべきか。</p>	<p>日本で暮らす外国人の場合は、その滞在が合法的であり、身体障害者福祉法第1条等の理念に合致するものであれば、法の対象として手帳を交付することができる。</p> <p>具体的には、外国人登録によって居住地が明確であり、かつ在留資格（ビザ）が有効であるなど、不法入国や不法残留に該当しないことが前提となるが、違法性がなくても「短期滞在」や「興行」、「研修」などの在留資格によって一時的に日本に滞在している場合は、手帳交付の対象とすることは想定していない。</p>																																				
<p>9. 診断書（総括表）に将来再認定の可否や時期が記載されている場合は、手帳本体にも有効期限等を記載することになるのか。</p>	<p>診断書の将来再認定に関する記載事項は、再認定に係る審査の事務手続き等に要するものであり、身体障害者手帳への記載や手帳の有効期限の設定を求めるものではない。</p>																																				
<p>10. 心臓機能障害3級とじん臓機能障害3級の重複障害の場合は、個々の障害においては等級表に2級の設定はないが、総合2級として手帳交付することは可能か。</p>	<p>それぞれの障害等級の指数を合計することにより、手帳に両障害名を併記した上で2級として認定することは可能である。</p>																																				
<p>11. 複数の障害を有する重複障害の場合、特に肢体不自由においては、指数の中間的な取りまとめ方によって等級が変わる場合があるが、どのレベルまで細分化した区分によって指数合算するべきか。</p>	<p>肢体不自由に関しては、個々の関節や手指等の機能障害の指数を、視覚障害や内部障害等の指数と同列に単純合算するのではなく、原則として「上肢、下肢、体幹」あるいは「上肢機能、移動機能」の区分の中で中間的に指数合算し、さらに他の障害がある場合には、その障害の指数と合算することで合計指数を求めることが適当である。</p>																																				
<p>(例)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">右手指全欠：3級(指数7)</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">}</td> <td style="width: 10%;">特例3級</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;">}</td> <td style="width: 10%;">3級</td> </tr> <tr> <td>右手関節全廃：4級(指数4)</td> <td></td> <td>(指数7)</td> <td></td> <td>(指数7)</td> </tr> <tr> <td>左手関節著障：5級(指数2)</td> <td></td> <td>(指数2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右膝関節軽障：7級(指数0.5)</td> <td></td> <td>(指数0.5)</td> <td></td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>左足関節著障：6級(指数1)</td> <td></td> <td>(指数1)</td> <td></td> <td>(指数1)</td> </tr> <tr> <td>視力障害：5級(指数2)</td> <td></td> <td>(指数2)</td> <td></td> <td>(指数2)</td> </tr> <tr> <td>(指数合計) 計16.5</td> <td></td> <td>計12.5</td> <td></td> <td>計10</td> </tr> </table>	右手指全欠：3級(指数7)	}	特例3級	}	3級	右手関節全廃：4級(指数4)		(指数7)		(指数7)	左手関節著障：5級(指数2)		(指数2)			右膝関節軽障：7級(指数0.5)		(指数0.5)		6級	左足関節著障：6級(指数1)		(指数1)		(指数1)	視力障害：5級(指数2)		(指数2)		(指数2)	(指数合計) 計16.5		計12.5		計10	<p>指数合算する際の中間とりまとめの最小区分を例示すると、原則的に下表のように考えられ、この事例の場合は3級が適当と考えられる。</p>	
右手指全欠：3級(指数7)	}	特例3級	}	3級																																	
右手関節全廃：4級(指数4)		(指数7)		(指数7)																																	
左手関節著障：5級(指数2)		(指数2)																																			
右膝関節軽障：7級(指数0.5)		(指数0.5)		6級																																	
左足関節著障：6級(指数1)		(指数1)		(指数1)																																	
視力障害：5級(指数2)		(指数2)		(指数2)																																	
(指数合計) 計16.5		計12.5		計10																																	
<p>* この場合、6つの個々の障害の単純合計指数は16.5であるが、指数合算の特例により右上肢は3級(指数7)となり、指数合計12.5で総合2級として認定するのか、あるいは肢体不自由部分を上肢不自由と下肢不自由でそれぞれ中間的に指数合算し、3つの障害の合計指数10をもって総合3級とするのか。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">合計指数</th> <th style="width: 15%;">中間指数</th> <th style="width: 70%;">障害区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">原則 ↓ 排他 ↑</td><td></td><td>視力障害</td></tr> <tr><td></td><td>視野障害</td></tr> <tr><td></td><td>聴覚障害</td></tr> <tr><td></td><td>平衡機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>音声・言語・そしゃく機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>上肢不自由</td></tr> <tr><td></td><td>下肢不自由</td></tr> <tr><td></td><td>体幹不自由</td></tr> <tr><td></td><td>上肢機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>移動機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>心臓機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>じん臓機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>呼吸器機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>ぼうこう又は直腸機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>小腸機能障害</td></tr> <tr><td></td><td>免疫機能障害(HIV)</td></tr> </tbody> </table>	合計指数	中間指数	障害区分	原則 ↓ 排他 ↑		視力障害		視野障害		聴覚障害		平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		上肢不自由		下肢不自由		体幹不自由		上肢機能障害		移動機能障害		心臓機能障害		じん臓機能障害		呼吸器機能障害		ぼうこう又は直腸機能障害		小腸機能障害		免疫機能障害(HIV)
合計指数	中間指数	障害区分																																			
原則 ↓ 排他 ↑		視力障害																																			
		視野障害																																			
		聴覚障害																																			
		平衡機能障害																																			
		音声・言語・そしゃく機能障害																																			
		上肢不自由																																			
		下肢不自由																																			
		体幹不自由																																			
		上肢機能障害																																			
		移動機能障害																																			
		心臓機能障害																																			
		じん臓機能障害																																			
		呼吸器機能障害																																			
		ぼうこう又は直腸機能障害																																			
	小腸機能障害																																				
	免疫機能障害(HIV)																																				

質 疑	回 答
<p>12. 脳血管障害に係る障害認定の時期については、発症から認定までの観察期間が必要と考えるがいかがか。</p> <p>また、その場合、観察期間はどの位が適当か。</p>	<p>ただし、認定基準中、六-1-(2)の「合計指数算定の特例」における上肢又は下肢のうちの一枝に係る合計指数の上限の考え方は、この中間指数のとりまとめの考え方に優先するものと考えられたい。</p> <p>脳血管障害については、四肢の切断や急性疾患の後遺障害などとは異なり、どの程度の機能障害を残すかを判断するためには、ある程度の観察期間が必要と考えられる。</p> <p>しかしながら、その期間については一律に定められるものではなく、障害部位や症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定することとなる。</p> <p>なお、発症後3か月程度の比較的早い時期での認定においては、将来再認定の指導をするなどして慎重に取り扱う必要がある。</p>
<p>13. 肢体不自由や内臓機能の障害などの認定においては、各種の検査データと動作、活動能力等の程度の両面から判定することとなっているが、それぞれの所見に基づく等級判定が一致しない場合は、より重度の方の判定をもって等級決定してよいか。</p> <p>あるいは、このような場合に優先関係等の考え方があるのか。</p>	<p>いずれの障害においても、検査データと活動能力の評価の間に著しい不均衡がある場合は、第一義的には診断書作成医に詳細を確認するか、又は判断可能となるための検査を実施するなどの慎重な対処が必要であり、不均衡のまま重度の方の所見をもって等級決定することは適当ではない。</p> <p>また、活動能力の程度とは、患者の症状を表すものであって医学的判定とはいえず、これを障害程度の判定の基礎とすることは適当ではない。したがって、活動能力の程度については、検査数値によって裏付けられるべきものとして考えられたい。</p> <p>しかしながら、障害の状態によっては、検査数値を得るための検査自体が、本人に苦痛を与える、又は状態を悪化させるなど、検査の実施が極めて困難な場合には、医師が何らかの医学的、客観的な根拠をもって、活動能力の程度を証明できる場合には、この活動能力の程度をもって判定を行うことも想定し得る。</p>
<p>14. 手帳の交付事務に関して、個々の事例によって事務処理に係る期間に差があると思われるが、標準的な考え方はあるのか。</p>	<p>手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね60日以内を想定しており、特に迅速な処理を求められるH I Vの認定に関しては、1～2週間程度(「身体障害認定事務の運用について」平成8年7月17日障企第20号)を想定しているところである。</p>

聽覺障害・
平衡機能障害

障害程度等級表

級 別	聴 覚 障 害	平衡機能障害
1 級		
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	
3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの （耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害
4 級	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの （耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの）	
5 級		平衡機能の著しい障害
6 級	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの （40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	

身体障害認定基準

1 聴覚障害

- (1) 聴力測定には純音による方法と言語による方法とがあるが、聴力障害を表すにはオーディオメータによる方法を主体とする。
- (2) 聴力測定は、補聴器を装着しない状態で行う。
- (3) 検査は防音室で行うことを原則とする。
- (4) 純音オーディオメータ検査

ア 純音オーディオメータは J I S 規格を用いる。

イ 聴力レベルは会話音域の平均聴カレベルとし、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツの純音に対する聴カレベル（d B 値）をそれぞれ a、b、c とした場合、次の算式により算定した数値とする。

$$\frac{a + 2b + c}{4}$$

周波数 500、1,000、2,000 ヘルツの純音のうち、いずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該部分の dB を 105dB とし、上記算式を計上し、聴カレベルを算定する。

なお、前述の検査方法にて短期間中に数回聴力測定を行った場合は、最小の聴カレベル（d B 値）をもって被検査者の聴カレベルとする。

- (5) 言語による検査

ア 語音明瞭度の検査語は、次に定める語集による。検査に当たっては、通常の会話音の強さでマイク又は録音機により発声し、その音量を適度に調節し、被検査者に最も適した状態で行う。

検査語はその配列を適宜変更しながら 2 秒から 3 秒に 1 語の割合で発声し、それを被検査者に書きとらせ、その結果、正答した語数を検査語の総数で除して、求められた値を普通話声の最良の語音明瞭度とする。

語音明瞭度検査語集

イ	シ	タ	オ	ノ	マ	ナ	カ	ト	テ
ニ	ク	コ	ワ	デ	ガ	ス	キ	サ	ウ
ラ	モ	ル	ア	ツ	リ	ダ	ヨ	チ	ハ
ミ	レ	エ	ソ	ヤ	ネ	ド	ケ	セ	ロ
バ	ジ	メ	ヒ	フ	ム	ゴ	ホ	ユ	ズ

イ 聴取距離測定の見査語は良聴単語を用いる。大声又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正しく聴こえた距離をその被検査者の聴取距離とする。

ウ 両検査とも詐病には十分注意すべきである。

2 平衡機能障害

- (1) 「平衡機能の極めて著しい障害」とは、四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中 10m 以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。
- (2) 「平衡機能の著しい障害」とは、閉眼で直線を歩行中 10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 末梢迷路性平衡失調
- b 後迷路性及び小脳性平衡失調
- c 外傷又は薬物による平衡失調
- d 中枢性平衡失調

身体障害認定要領

1 診断書の作成について

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「聴覚障害」「平衡機能障害」の別を記載する。「聴覚障害」の場合には「内耳性難聴」「後迷路性難聴」「中枢性難聴」等の別がわかれば付加記載するのが望ましい。また語音明瞭度を用いた診断には「語音明瞭度著障」等と付加記載する。「平衡機能障害」については、「末梢性平衡失調」「中枢性平衡失調」「小脳性平衡失調」等、部位別に付加記載するのが望ましい。

「ろうあ」で聴覚障害及び言語障害で1級を診断する場合には「聴覚障害及びそれに伴う言語障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

障害をきたすに至った病名、症状名をできるだけ記載するのが望ましい。例えば、「先天性風疹症候群」「先天性難聴」「遺伝性難聴」「ストレプトマイシンによる難聴」「老人性難聴」「慢性化膿性中耳炎」「音響外傷」「髄膜炎」「メニエール病」「小脳出血」等である。また原因が不明の場合には「原因不明」と記載する。

ウ 「疾病・外傷発生年月日」について

発生年月日が不明の場合には、その疾病で最初に医療機関を受診した年月日を記載する。月、日について不明の場合には、年の段階にとどめることとし、年が不明確な場合には、〇〇年頃と記載する。

エ 「参考となる経過・現症」について

後欄の状況、及び所見欄では表現できない障害の具体的状況、検査所見等を記載すべきである。例えば先天性難聴では「言語の獲得状況はどうか」等であり、後天性難聴では「日常会話の困難の程度」「補聴器装用の有無、及び時期はいつか」「手術等の治療の経過はどうか」等、障害を裏付ける具体的状況を記載する。また十分な聴力検査のできない乳幼児においては、聴性脳幹反応、蝸電図等の他覚的聴覚検査の結果も記載するのが望ましい。

平衡機能障害についても「介助なしでは立つことができない」「介助なし

では歩行が困難である」等、具体的状況を記載するのが望ましい。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項により、総合的な所見を記載する。将来障害が進行する可能性のあるもの、手術等により障害程度に変化が予測されるもの、また確定的な検査の望めない乳幼児の診断は将来再認定の必要性を有とし、その時期を記載する。

(2) 「1 「聴覚障害」の状態及び所見」について

幼児でレシーバによる左右別の聴力測定が不可能で、幼児聴力検査で両耳聴による聴力を測定した場合は、その旨を記載する。

鼓膜の状態の記載は、具体的に記載する。例えば混濁、石灰化、穿孔等あれば、その形状も含めて記載する。また耳漏の有無も記載するのが望ましい。

聴力図には気導域値のみではなく、骨導域値も記載する。

語音による検査の場合、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度を測定するのであるから、必ず両側の語音明瞭度を測定し記載する。

(3) 「2 「平衡機能障害」の状態及び所見」について

該当する等級に沿った状況、所見を具体的に記載する。例えば「閉眼にて起立不能である」「開眼で直線を歩行中 10m 以内に転倒する」「閉眼で直線を歩行中 10m 以内に著しくよろめき歩行を中断する」等である。また四肢体幹に器質的異常のない旨、併記するのが望ましい。眼振等の他の平衡機能検査結果も本欄又は「参考となる経過・現症」欄に記載するのが望ましい。

(4) 「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」について

「ろうあ」で1級を診断する場合、ここに「あ」の状況を記載する。ただ単に「言語機能の喪失」と記載するだけでなく、日常のコミュニケーションの状況、例えば「両親、兄弟とも、意思の伝達には筆談を必要とする」等と具体的に記載する。

2 障害程度の認定について

- (1) 聴覚障害の認定は大部分は会話音域の平均聴力レベルをもとに行うので、聴力図、鼓膜所見等により、その聴力レベルが妥当性のあるものであるかを十分検討する必要がある。

聴力図に記載された聴力レベルと平均聴力レベルが合わないような場合、感音性難聴と記してあるにもかかわらず、聴力図では伝音性難聴となっているような場合等は、診断書を作成した指定医に照会し、再検討するような慎重な取扱いが必要である。
- (2) 乳幼児の聴覚障害の認定には慎重であるべきである。乳幼児の聴力検査はかなりの熟練が必要であり、それに伴い検査の信頼度も異なってくるので、その診断書を作成した指定医ないしはその所属する施設の乳幼児聴力検査の経験を考慮し、かつ他覚的聴力検査法の結果等、他に参考となる所見を総合して判断し、必要があれば診断書を作成した指定医に照会するなどの処置が必要である。
- (3) 伝音性難聴の加味された聴覚障害の認定に当たっては、中耳等に急性の炎症がないかどうかを鼓膜所見より判断する必要がある。特に耳漏等が認められる鼓膜所見では、その時点では認定をすべきではないので、その旨診断書を作成した指定医に通知するのが望ましい。
- (4) 慢性化膿性中耳炎等、手術によって聴力改善が期待できるような聴覚障害の認定に当たっては、それまでの手術等の治療、経過、年齢等を考慮して、慎重に取扱い、場合によっては再認定の指導をするべきである。
- (5) 「ろうあ」を重複する障害として1級に認定する場合、「あ」の状態を具体的にする必要があり、「あ」の状態の記載、例えば「音声言語をもって家族とも意思を通ずることは不可能であり、身振り、筆談をもってすることが必要である」等の記載がないときは、診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。
- (6) 語音明瞭度による聴覚障害の認定に当たっては、年齢、経過、現症、他の検査成績等により、慎重に考慮し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の配慮が必要である。

- (7) 聴覚距離測定による聴覚障害の認定は、なんらかの理由で純音聴力検査ができない場合に適応されるものであり、その理由が明確にされている必要がある。
経過、現症欄等を参考として、慎重に対処する必要がある。
- (8) 平衡機能障害の認定に当たっては、「平衡機能の極めて著しい障害」「平衡機能の著しい障害」のみでは不十分であり、その具体的状況の記載が必要である。
また現疾患、発症時期等により状況がかなり変わってくるので、その取扱いには慎重を要し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。

疑義解釈

質 疑	回 答
<p>[聴覚・平衡機能障害]</p> <p>1. 満3歳未満の乳幼児に係る認定で、A B R（聴性脳幹反応検査）等の検査結果を添えて両側耳感音性難聴として申請した場合であっても、純音検査が可能となる概ね満3歳時以降を待って認定することになるのか。</p> <p>2. 老人性難聴のある高齢者に対する認定については、どのように考えるべきか。</p> <p>3. 聴覚障害の認定において、気導聴力の測定は必須であるが、骨導聴力の測定も実施する必要があるのか。</p> <p>4. 人工内耳埋め込み術後の一定の訓練によって、ある程度のコミュニケーション能力が獲得された場合、補聴器と同様に人工内耳の電源を切った状態で認定できると考えてよいのか。</p> <p>5. オーディオメータによる検査では、100dBの音が聞き取れないものは、105dBとして算定することとなっている。一方、平成12年改正のJ I S規格に適合するオーディオメータでは120dBまで測定可能であるが、この場合、120dBの音が聞き取れないものについては、当該値を125dBとして算定することになるのか。</p>	<p>乳幼児の認定においては、慎重な対応が必要である。聴力についてはオーディオメータによる測定方法を主体としているが、それができず、A B R等による客観的な判定が可能な場合については、純音聴力検査が可能となる年齢になった時点で将来再認定することを指導した上で、現時点で将来的に残存すると予想される障害の程度をもって認定することが可能である。</p> <p>高齢者の難聴については、単に聴力レベルの問題以外に、言葉が聞き分けられないなどの要因が関与している可能性があり、こうした場合は認定に際して困難を伴うことから、初度の認定を厳密に行う必要がある。また、必要に応じて将来再認定の指導をする場合もあり得る。</p> <p>聴力レベルの測定には、一般的には気導聴力の測定をもって足りるが、診断書の内容には障害の種類を記入するのが通例であり、障害の種類によっては骨導聴力の測定が必要不可欠となる場合もある。</p> <p>認定可能であるが、人工内耳の埋め込み術前の聴力レベルが明らかであれば、その検査データをもって認定することも可能である。</p> <p>平均聴力レベルの算式においては、a、b、cのいずれの周波数においても、100dB以上の音が聞き取れないものについては、120dBまで測定できたとしてもすべて105dBとして計算することとなる。</p> <p>使用する検査機器等によって、等級判定に差が生じないよう配慮する必要がある。</p>

質 疑	回 答
<p>6. 語音明瞭度の測定においては、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度をもって測定することとなっているが、具体的にはどのように取り扱うのか。</p>	<p>純音による平均聴力レベルの測定においては、左右別々に測定し、低い方の値をもって認定することが適当である。</p> <p>語音明瞭度の測定においても、左右別々に測定した後、高い方の値をもって認定するのが一般的である。</p>
<p>7. 「ろうあ」は、重複する障害として1級になると考えてよいか。</p>	<p>先天性ろうあ等の場合で、聴覚障害2級（両耳全ろう）と言語機能障害3級（音声言語による意思疎通ができないもの）に該当する場合は、合計指数により1級として認定することが適当である。</p>
<p>8. 脊髄性小脳変性症など、基本的に四肢体幹に器質的な異常がないにもかかわらず、歩行機能障害を伴う障害の場合は、平衡機能障害として認定することとされているが、脳梗塞、脳血栓等を原因とした小脳部位に起因する運動失調障害についても、その障害が永続する場合には同様の取扱いとするべきか。</p>	<p>同様に取り扱うことが適当である。</p> <p>脊髄小脳変性症に限らず、脳梗塞等による運動失調障害による場合であっても、平衡機能障害よりも重度の四肢体幹の機能障害が生じた場合は、肢体不自由の認定基準をもって認定することはあり得る。</p>
<p>9. 小脳全摘術後の平衡機能障害（3級）で手帳を所持している者が、その後脳梗塞で著しい片麻痺となった。基本的に平衡機能障害と肢体不自由は重複認定できないため、このように後発の障害によって明らかに障害が重度化した場合、どちらか一方の障害のみでは適切な等級判定をすることができない。</p> <p>このような場合は両障害を肢体不自由の中で総合的に判断して等級決定し、手帳再交付時には手帳名を「上下肢機能障害」と記載して、「平衡機能障害」は削除すべきと考えるがいかがか。</p>	<p>平衡機能障害は、器質的な四肢体幹の機能障害では認定しきれない他覚的な歩行障害を対象としていることから、肢体不自由との重複認定はしないのが原則である。</p> <p>しかしながらこのような事例においては、歩行機能の障害の基礎にある「平衡機能障害+下肢機能障害」の状態を、「下肢機能障害（肢体不自由）」として総合的に等級を判定し、「上肢機能障害（肢体不自由）」の等級指数との合計指数によって総合等級を決定することはあり得る。</p> <p>このように総合的等級判定がなされる場合には、手帳の障害名には「平衡機能障害」と「上下肢機能障害」の両方を併記することが適当である。</p>

音声、言語又は
そしやく機能障害

障害程度等級表

級 別	音声・言語・そしゃく機能障害
1 級	
2 級	
3 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	
6 級	

身体障害認定基準

1 音声機能又は言語機能障害

(1) 「音声機能又は言語機能の喪失」(3級)とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。

なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例は次のとおりである。

- a 音声機能喪失・・・無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失
- b 言語機能喪失・・・ろうあ、聴あ、失語症

(2) 「音声機能又は言語機能の著しい障害」(4級)とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 喉頭の障害又は形態異常によるもの
- b 構音器官の障害又は形態異常によるもの(唇顎口蓋裂の後遺症によるものを含む)
- c 中枢性疾患によるもの

2 そしゃく機能障害

(1) 「そしゃく機能の喪失(注1)」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

(2) 「そしゃく機能の著しい障害(注2)」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- b 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- c 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- d 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

（注1） 「そしゃく機能の喪失」と判断する状態について

そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養（口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管（チューブ）を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法）以外に方法がない状態をいう。

（注2） 「そしゃく機能の著しい障害」と判断する状態について

「そしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養（口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管（チューブ）を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法）の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある（注3）状態」又は「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

（注3） 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

開口不能のため流動食以外は摂取できない状態又は誤嚥の危険が大きい場合、摂取が半固形物（ゼラチン・寒天・増粘剤添加物等）等、極度に限られる状態をいう。

身体障害認定要領

A 音声機能又は言語機能の障害

1 診断書の作成について

診断書の様式の項目ごとに記入要領及び記入上の留意事項を記す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

機能障害の種類と（ ）の中に音声、言語機能障害の類型を記載する。

「音声機能障害」とは、主として喉頭レベルにおける声と発声にかかわる能力の障害をいう。音声機能障害（喉頭摘出、発声筋麻痺等）と記載する。

「言語機能障害」とは、喉頭レベル以上の構音器官（口唇、舌、下顎、口蓋等）における発音（構音）にかかわる能力と、音声言語（話しことば）の理解（意味把握）と表出（意味生成）にかかわる能力をいう。言語機能障害（失語症、運動障害性〈麻痺性〉構音障害等）と記載する。

参考：言語機能障害の類型……失語症、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害、口蓋裂構音障害、その他の器質性構音障害、ろうあ、聴あ

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接原因である疾病名を記載する。

「喉頭腫瘍」「脳血管障害」「唇顎口蓋裂」「感音性難聴」等

ウ 「疾病・外傷発生年月日」について

発生年月日が不明の場合には、その疾病で最初に医療機関を受診した年月日を記載する。月、日について不明の場合には、年の段階でとどめることとし、年が不明確な場合には、〇〇年頃と記載する。

エ 「参考となる経過・現症」について

「経過」については、症状が固定するまでの経過を簡単に記載する。初診あるいは機能訓練開始日、途中経過の月日等の記載も望ましい。

「現症」は、コミュニケーション活動の能力の程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を記載する。ただし、客観的所見の代わりに観察結果でも足りる場合がある。

「現症」記載の参考：コミュニケーション能力の程度を端的に裏付ける検査

所見や観察結果のみを簡単に記載する。以下に、検査又は観察項目、検査法を例示するが、すべて行うことはなく、必要と考えられるものの記載にとどめる。

「音声機能障害」

- ① 喉頭所見（必要なら咽頭部所見も含める。）
- ② 声の状態：失声、嗄声の種類と程度等
- ③ 発声機能：発声持続能力（時間）等
- ④ 検査法：音声機能検査、エックス線検査等

「言語機能障害」

- ① 構（発）音の状態：母音、子音等の正確性、発話全体としての会話明瞭度及び自然性（抑揚、アクセント、発話速度等）
- ② 構音器官の所見：口唇、舌、下顎、口蓋、咽頭等の運動機能と形態
- ③ 言語理解力：音声言語に関して、単語や文の理解ができるか否か（聴覚的理解）。日常的な単語、簡単な文、やや複雑な文等の視点から理解力の程度をみる。
- ④ 言語表出力：単語や文が言えるか否か（音声言語の表出）。日常的な単語、簡単な文、やや複雑な文、文の形式（構文又は文法）、文による具体的情報伝達（実質語の有無）等の観点から表出力の程度をみる。
- ⑤ 検査法：構音・プロソディー検査、会話明瞭度検査、構音器官の検査、標準失語症検査（SLTA）、老研版失語症検査、国立リハ版失語症選別検査など。

留意事項：「現症」については、個別の所見欄に該当する項目（別様式「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」の「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」）がある場合にはこの欄の記載を省略してよい。この場合、所見欄には現症について詳細に記載することが望ましい。

障害固定又は障害確定（推定）年月日は必ず記載すること。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、その総合的能力が生活上のコミュニケーション活動をどのように制限

しているかを記載する。現症欄に記載された事項では表現できない音声・言語機能障害の具体的状況の記載が必要である。すなわち、日常生活におけるコミュニケーション活動の実態を記載するが、それには家庭内（肉親間）あるいは、家庭周辺（家族以外）といった場で、どの程度のコミュニケーションができるか（レベル）の2つの観点から具体的に記載する（表1「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動（場とレベル）の具体的状況例」参照）。

障害程度の認定には、この日常的コミュニケーション能力の程度の判定が核心となることを銘記されたい。

2 障害程度の認定について

(1) 身体障害認定基準についての補足説明

ア 「音声機能又は言語機能の喪失」の定義は、音声を全く発することができないか、発声しても意思の疎通ができないもの、と解釈すべきである。

イ 言語機能喪失をきたす障害類型に、ろうあ、聴あ、失語症が挙げられているが、運動障害性（麻痺性）構音障害、脳性麻痺構音障害も含まれると解釈すべきである。

ウ 「音声機能又は言語機能の著しい障害」の項で、「具体的な例は次のとおりである。」以下を次のように改めて解釈すべきである。

(ア) 音声機能の著しい障害・・・喉頭の障害又は形態異常によるもの

(イ) 言語機能の著しい障害

1) 構音器官の障害又は形態異常によるもの（構音器官の障害には唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌、軟口蓋等の運動障害による構音障害・舌切除等による構音器官の欠損によるものなどを含む。）

2) 中枢性疾患によるもの（失語症、運動障害性（麻痺性）構音障害、脳性麻痺構音障害等。）

(2) 等級判定の基準

障害程度をどのように等級判定に結びつけるかについては必ずしも理解が容易ではない。このことは診断書（意見書）を実際に作成するに当たって、現症と総合所見の記載内容にしばしば見られる混乱や、さらに等級判定が概ね総合所見に基づくことにも十分な認識が得られない結果になる。そこで表2に障害程度と等級判定の認定基準を対比させ理解の一助とした。

等級判定の認定基準は、日常生活におけるコミュニケーション活動の場とレベルの2つからの判断が不可欠である。場は、家庭（肉親又は家族間）、家庭周辺（他人との関係——但し、不特定の一般社会ではない）の2つの局面に限定される。レベルは、残存する言語機能を表す言語活動の状態である。総合所見欄はその具体的な記載を求められるが、表1に幾つかの例を示したので参照されたい。

表1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動（場とレベル）
の具体的状況例

3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。
3級の欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。

障害等級	コミュニケーションのレベル コミュニケーションの場	理解面	表出面
	3級	<p>本人</p> <p>↓ ↑</p> <p>家族</p> <p>状況依存度が高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族の名前がわからない。 住所がわからない。 日付、時間がわからない。 部屋の中の物品を言われてもわからない。 日常生活動作に関する指示がわからない（風呂に入って、STに行つて、薬を2錠飲んで・・・）。 <p>本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する指示</p>
4級	<p>本人</p> <p>↑ ↓</p> <p>家族</p> <p>状況依存度が低い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 問診の質問が理解できない。 治療上の指示が理解できない（PT、薬の飲み方・・・）。 訪問者の用件がわからない。 電話での話がわからない。 尋ねた道順がわからない。 おつかいができない（どこで、何を、いくつ、いくら、誰に、いつ）。 <p>家族以外の者から、日常生活動作について、質問されたり、指示されたりしたときに、理解できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病歴、病状が説明できない（通じない）。 治療上のことについて、質問ができない（通じない）。家族に内容を伝えられない。 訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない（いつ、誰、何、どこ）。 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない（通じない）。 行先が言えない（通じない）。道順を尋ねられない（通じない）。 買物をことばでできないか通じない（何をいくつ、いくら）。 <p>家族以外の者に、日常生活動作に関することを説明できない。</p>

表2 等級判定の基準

大原則：障害程度の判定基準は一次能力障害（稼得に関係のない日常生活活動能力の欠損度）に基づく

障害の程度と等級		認定基準の原則	音声、言語機能障害の場合	障害程度の定義と具体例	等級判定の基準－コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度－
重度（1,2級）	
中程度	3級	家庭内での日常生活活動が著しく障害される	喪失	音声言語による意思疎通ができないもの 「音声機能障害」－音声を全く発することができない（例：無喉頭、喉頭外傷による喪失、発声筋麻痺による音声喪失＜反回神経麻痺など＞） 「言語機能障害」－発声しても意思疎通ができない（例：重度失語症、聴あ、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害、ろうあ）	家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない（日常会話は誰が聞いても理解できない）。 ※具体的状況（コミュニケーション活動の場とレベル）は表1に例示してある。
	4級	家庭周辺での日常生活活動が著しく障害される	著しい障害	音声言語のみ用いて意思を疎通することが困難なもの 「音声機能障害」－喉頭の障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」－イ. 構音器官の障害又は形態異常によるもの ロ. 中枢性疾患によるもの ※障害類型の例は（1）ウの具体例参照のこと	家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況（コミュニケーション活動の場とレベル）は表1に例示してある。
軽度 軽微		社会での日常生活が著しく障害される	障害非該当	日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。

B そしゃく機能障害

1 診断書の作成について

診断書の様式の項目ごとに、記入要領及び記入上の留意事項を記す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「そしゃく機能障害（そしゃく・嚥下機能障害、咬合異常によるそしゃく機能障害）」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接の原因となる疾病名等を記載する。

記載例：「重症筋無力症」「唇顎口蓋裂」「舌腫瘍切除後の舌の欠損」等

ウ 「疾病・外傷発生年月日」・・・省略

エ 「参考となる経過・現症」について（エックス線検査、内視鏡検査等の所見を含む）

「経過」については、症状が固定するまでの経過を年月日を付して簡単に記載する。

「現症」については、主たるそしゃく・嚥下機能の障害の内容（「筋力低下によるそしゃく・嚥下機能の喪失」「咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害」等）と、その程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を記載する。

なお、これらの所見等の詳細については、別様式にある「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」欄に記載する。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、生活上の食事摂取をどのように制限されているかを記載する。

(2) 「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」について

ア 各障害においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記述する。

イ 「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」について（留意点）

(ア) 「(1) 障害の程度及び検査所見」について

1) 「① そしゃく・嚥下機能の障害」では、そしゃくあるいは嚥下機能の障害について判断することを目的としている。「b 参考となる検査所見」の「イ 嚥下状態の観察と検査」については、食塊ないしは流動物 (bolus) の搬送の状態を観察する。また、その観察をエックス線検査あるいは内視鏡検査で行うことが理想的であるが、食事 (水分) を摂取する場面を観察してもよい。

(観察点) i 各器官の一般的検査 (視診、触診、反射)

- ・ 口唇・下顎：運動能力 (可動範囲、力、速度等)、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状 (萎縮、欠損、線維束性収縮等)、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動 (鼻咽腔閉鎖機能の状態、鼻漏出、鼻腔への逆流)、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

ii 嚥下状態の観察と検査

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

2) 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」では、咬合異常によるそしゃく機能の障害について判断することを目的としている。

「b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)」については、以下の点から観察する。

ア) 「ア 咬合異常の程度」

(観察点) そしゃく運動時又は安静位咬合の状態をみる。

上顎歯列と下顎歯列の特に前歯並びに臼歯の接触・咬合状態、開口の程度等の異常な咬合関係をみる。

イ) 「イ そしゃく機能」

(観察点)

- i そしゃく機能を定量的に簡便かつ正確に測定する方法はないので、そしゃくの3作用である食物の粉碎、切断及び混合の状態を観察する。
 - ii そしゃく機能障害の状態：口唇・口蓋裂においては、歯の欠如、上下顎の咬合関係、口蓋の形態異常（前後、左右、上下方向の狭小あるいは狭窄化及び残孔）等を観察する。
- 3) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例は、別様式に定める「歯科医師による診断書・意見書」を添付する。

(イ) 「(3) 障害程度の等級」について

ここでは、そしゃく・嚥下機能の障害、咬合異常によるそしゃく機能の障害における診断内容が、3級又は4級のいずれかの項目に該当するかについて、最終的な判定をすることを目的とする。

該当する等級の根拠となる項目について、1つだけ選択することとなる。

2 障害程度の認定について

診断書の「そしゃく機能障害」の状態及び所見より、「そしゃく機能の喪失」(3級)、「そしゃく機能の著しい障害」(4級)を判断する。

(1) 「そしゃく機能の喪失」

そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養（口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法）以外に方法がない状態をいう。

(2) 「そしゃく機能の著しい障害」

「そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある(注1)状態」又は「口唇・口蓋

裂等の先天異常の後遺症（注２）による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態」をいう。

（注１） 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について

誤嚥の危険が大きく摂取が半固形物(ゼラチン、寒天、増粘剤添加物等)等以外は摂取できない状態又は開口不能のため流動食以外は摂取できない状態をいう。

（注２） 「先天異常の後遺症」とは、「疾患に対して手術、その他の処置を行った後もなお残存する後遺症」を意味する。

3 その他の留意事項

（１） 咬合異常によるそしゃく機能の障害について

判定の手順：障害程度の判定と歯科矯正治療等の適応の判定の２つの判定が含まれる。以下に実際の手順に従って説明する。

ア まず咬合異常によるそしゃく機能障害の程度を判定する。それには、身体障害認定の要件である①永続する機能障害を有すること、つまり、障害として固定すること、②日常生活活動に相当程度の制限があること、そしゃく困難で食事摂取（栄養、味覚）が極めて不利、不便になるもの、という２点を満たすか否かを判断する。

イ 次に歯科矯正治療等の適応か否かを定める。すなわち、上記そしゃく機能障害が歯科矯正治療、口腔外科的手術によって改善が得られるか否かを判断する。この法律は、口唇・口蓋裂等の患者の治療を福祉によって支援することを狙いとしていることを理解されたい。

ウ 身体障害者該当の判定。上記「ア」の要件を満たし、さらに「イ」歯科矯正治療等の適応と判断された者を身体障害者に該当すると認める。

（注意事項）

① 歯科矯正治療等の適応については、都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとする。

② 歯科矯正治療等の適応と判断されても、そしゃく機能障害が軽微～軽度なら身体障害者に該当しない。

③ 軽度そしゃく機能障害（軽度咬合異常による。）は身体障害者に該当しない。

④ 身体障害者の認定は「歯科矯正治療等の適応あり」が基本条件であるから、認定する期間を指定し、再認定の時期を必ず記載する必要がある。

この再認定は歯科矯正治療等の一応の成果が見られる「3か年」を目途にしており、再認定の徹底を期されたい。

(2) 障害を認定できる時期

「そしゃく機能の喪失」または「そしゃく機能の著しい障害」の状態が固定して改善の見込みがないか、更に進行して悪化の一途を辿ると判断されるとき。

(3) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々の障害の合計指数をもって等級を決定することは適当ではない。

(4) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等がどちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

(参考)

○口唇・口蓋裂後遺症によるそしゃく機能の障害に関する

歯科医師の診断及び意見の取扱いについて

平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110002 号
各都道府県知事・各指定都市・各中核市長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

標記については、昭和 59 年 9 月 28 日社更第 129 号厚生省社会局長通知「唇顎口蓋裂後遺症によるそしゃく機能障害に関する歯科医師の診断及び意見書の取扱いについて」(以下「旧通知」という。)により取り扱ってきたところであるが、本日、障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」及び障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」により、そしゃく機能障害に係る身体障害認定の取扱いが改正されたことに伴い、標記について、下記のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

また、平成 15 年 3 月 31 日をもって、旧通知は廃止する。

記

口唇・口蓋裂後遺症によるそしゃく機能の障害のある者が、身体障害者福祉法第 15 条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ都道府県知事の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとする。

疑義解釈

質 疑	回 答
<p>[音声・言語・そしゃく機能障害]</p> <p>1. 「ろうあ」に関する認定で、聴覚障害としては100dBの全ろうで、言語機能障害としては「手話、口話又は筆談では意思の疎通が図れるが、音声言語での会話では家族や肉親でさえ通じないもの」に該当する場合、どのように認定するのか。</p> <p>2. アルツハイマー病で、疾病の進行により神経学的所見がないにも係わらず、日常生活動作が全部不能となっているケースを身体障害者として認定してよいか。 又、アルツハイマー病による脳萎縮が著明で、音声・言語による意思疎通ができないものは、脳血管障害による失語症と同等と見なし、音声・言語機能障害として認定してよいか。</p> <p>3. 音声・言語機能障害に関して、 ア. 筋萎縮性側索硬化症あるいは進行性筋ジストロフィー等の疾病により気管切開し、人工呼吸器を常時装着しているために発声不能となっている者について、音声機能の喪失としても認定できるか。(本症例はすでに呼吸器機能障害として認定されている。) イ. 事故により肺活量が低下し、気管切開してカニューレ挿入している者で、将来とも閉鎖できないと予想される場合については、音声機能の喪失等として認定できるか。</p>	<p>聴覚障害2級と言語機能障害3級(喪失)との重複障害により、指数合算して1級と認定することが適当である。</p> <p>アルツハイマー病に限らず、老人性痴呆症候群は、精神機能の全般的衰退によるものであって、言語中枢神経又は発声・発語器官の障害ではないことから、これらに起因する日常生活動作の不能の状態や意思疎通のできない状態をもって、音声・言語機能障害と認定することは適当ではない。</p> <p>ア. 筋萎縮性側索硬化症の患者の場合、呼吸筋の麻痺が完全なものであれば、喉頭筋麻痺の有無にかかわらず、発声の基礎になる呼気の発生ができないので、喉頭は無機能に等しい。したがって、音声機能障害の3級として認定することも可能である。 イ. 喉頭や構音器官の障害又は形態異常が認められず、中枢性疾患によるものでもないため、気管切開の状態のみをもって音声機能障害又は呼吸器機能障害として認定することは適当ではない。</p>

質 疑	回 答
<p>4. 食道閉鎖症により、食道再建術・噴門形成術を行ったもので、経管栄養は行っていないが、誤嚥による肺炎を頻発している場合は、著しいそしゃく・嚥下機能障害として認定できるか。</p> <p>5. 認定基準及び認定要領中、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害については、各障害が重複する場合は指数合算による等級決定（重複認定）はしないこととなっているが、</p> <p>ア. 手帳における障害名の記載に関しては、障害名の併記は可能と考えてよいか。</p> <p>イ. また、下顎腫瘍切除術後による「そしゃく機能の著しい障害」（4級）と大脳言語野の病変による「言語機能障害（失語症）」（3級）の合併などの場合は、障害部位が同一ではないことから、指数合算して重複認定（2級）することが必要となる場合もあり得ると考えるが、このような取扱いは可能か。</p> <p>6. 3歳時に知的障害の診断を受けている。音声模倣は明確な発声で行うことができるが、意味のある言語を発することは出来ない。したがって、家族との音声言語による意思疎通が著しく困難である。この場合、言語機能の喪失として認定してよいか。</p>	<p>本症例は、食道の機能障害であることから、そしゃく・嚥下機能障害として認定することは適当ではない。</p> <p>いずれも可能と考えられる。</p> <p>認定基準等においては、舌切除等に伴う舌機能廃絶によって構音障害及びそしゃく・嚥下機能障害を同時にきたす場合など、同一疾患、同一障害部位に対して、異なる障害区分から判定したそれぞれの指数を合算して重複認定することは適当ではないとの原則を示したもので、一般的にはより重度と判定された障害区分の等級をもって認定することを意味している。</p> <p>しかしながら、この事例のように障害部位や疾患が異なり（そしゃく嚥下器官の障害と言語中枢の障害）、どちらか一方の障害をもって等級決定することが明らかに本人の不利益となる場合には、指数合算を要する重複障害として総合的に等級決定することはあり得る。</p> <p>言語機能の障害について、明らかに知的障害に起因した言語発達遅滞と認められる場合は、言語機能の障害として認定することが適当ではない。</p> <p>このため、必要に応じて発達上の障害の判定に十分な経験を有する医師に対し、これが知的障害に起因する言語発達遅滞によるものか、また、失語症や構音機能の障害等によるものと考えられるかの診断を求め、それに基づき適切に判断されたい。</p>

身体障害者診断書・意見書(

障害用)

総括表

氏名		明治 大正 昭和 平成	年	月	日生	男・女
住所	横浜市					
① 障害名(部位を明記)						
② 原因となった 疾病・外傷名						
交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他()						
③ 疾病・外傷発生年月日						
昭和 平成 年 月 日・場所						
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)						
障害固定又は障害確定(推定)						
昭和 平成 年 月 日						
⑤ 総合所見						
【将来再認定】要 <input type="checkbox"/> 軽減化 <input type="checkbox"/> 重度化 <input type="checkbox"/> ・不要 (再認定の時期 年 月)						
⑥ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。						
平成 年 月 日						
病院又は診療所の名称						
所在地						
診療担当科名						
科 医師氏名						
印						
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入)						
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に						
・該当する (級相当)						
・該当しない						
(注意) 1 「①障害名」には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右片麻痺、心臓機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等の疾患名を記入してください。						
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。						
3 障害区分や等級決定のため、横浜市社会福祉審議会から改めて次頁以下の部分についてお問い合わせする場合があります。						

身体障害者診断書

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見 氏名

〔はじめに〕（認定要領を参照のこと）

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

- 聴覚障害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること
- 平衡機能障害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- 音声・言語機能障害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- そしゃく機能障害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

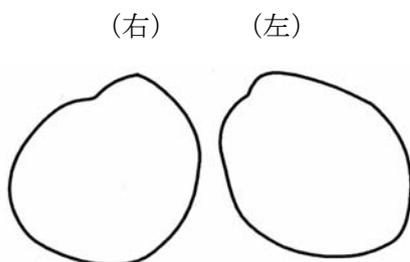
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

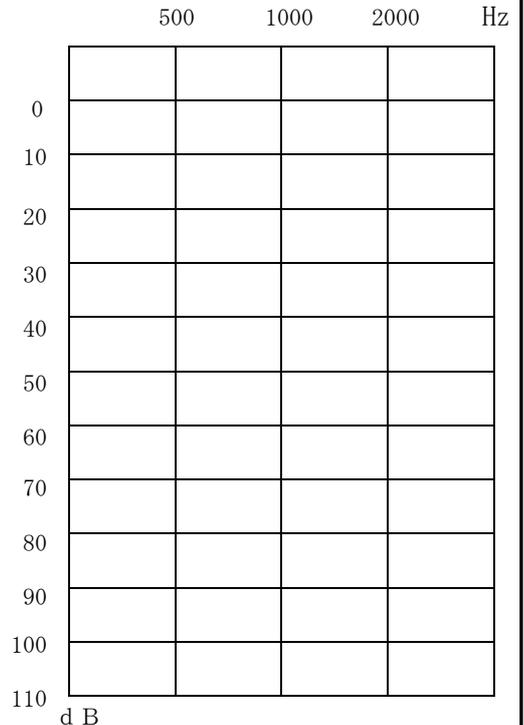
(3) 鼓膜の状態



(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

ア 純音による検査

オーディオメータの型式 _____



* 100dBの検査音が聴取できない場合は、当該部分のdBを“105”dBとして聴力レベルを計算すること。
* 聴力図には気導閾値のみではなく、骨導閾値も記載すること。

イ 語音による検査

最良(高)語音明瞭度	右	%
	左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

- * 特に家庭における家族又は肉親との言語による会話の状況、や家庭周辺における家族以外の者との言語による会話の状況について、記入してください。

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

- 観察・検査の方法

- エックス線検査（)
- 内視鏡検査（)
- その他（)

- 所見（上記枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察検査）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他 (今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)

① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、
$$\frac{a + 2b + c}{4}$$
の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

歯科医師による診断書・意見書

氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 男・女
住所		
現症		
原因疾患名		
治療経過		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月		
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する ・ 該当しない 平成 年 月 日 病院又は診療所の名称、所在地 標榜診療科名 歯科医師名		

印

参 考 资 料

I 関係法令

○身体障害者福祉法（抄）

〔 昭和 24 年 12 月 26 日 〕
〔 法 律 第 283 号 〕

注 平成 14 年 12 月 20 日法律第 191 号改正現在

（身体障害者）

第 4 条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある 18 歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

（身体障害者手帳）

第 15 条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が 15 歳以上に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）意見を聞かなければならない。

3 第 1 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げる障害に該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

7 身体に障害のある 15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満 15 歳に達したとき、又は本人が満 15 歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなったときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

8 前項の場合において、本人が満 15 歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保

護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

9 前2項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(身体障害者手帳の返還)

第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったときは、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

別表(第4条、第15条、第16条関係)

共通事項P. 2のとおり

○身体障害者福祉法施行令(抄)

昭和25年4月5日
政令第78号

注 平成15年4月1日政令第193号改正現在

(医師の指定等)

第3条 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福

社審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

（身体障害者手帳の申請）

第4条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。

（障害の認定）

第5条 都道府県知事は、法第15条第1項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

（身体障害者手帳交付台帳）

第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長は又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手

帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。

一 法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

二 法第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。

三 前項の規定による通知を受けたとき。

(身体障害者手帳の再交付)

第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。

2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。）については、第4条の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

(政令で定める障害)

第36条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

○身体障害者福祉法施行規則（抄）

昭和 25 年 4 月 6 日
厚生省令 第 15 号

注 平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省令第 44 号改正現在

（身体障害者手帳の申請）

第 2 条 法第 15 条第 1 項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書
 - 二 法第 15 条第 3 項に規定する意見書
 - 三 身体に障害のある者の写真
- 2 前項の申請書の様式は、別表第 2 号のとおりとする。
- 3 第 1 項第 3 号の写真の規格は、別表第 3 号のとおりとする。

（診査を受けるべき旨の通知）

第 3 条 令第 6 条第 1 項の規定による通知は、法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
- 二 進行性の病変による障害を有するとき。
- 三 法第 19 条第 1 項の規定による更生医療の給付を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

（保健所長への通知）

第 4 条 令第 8 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）
- 二 身体障害者手帳の交付の年月日
- 三 障害名

（身体障害者手帳の記載事項及び様式）

第 5 条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
- 二 障害名及び障害の級別
- 三 補装具の交付又は修理に関する事項
- 四 身体障害者が 15 歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

2 身体障害者手帳の様式は、別表第4号のとおりとする。

3 第1項の障害の級別は、別表第5号のとおりとする。

(手帳交付台帳の記載事項)

第6条 令第9条第1項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日

二 身体障害者の氏名、住所及び生年月日

三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別

四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄

五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由

(身体障害者手帳の再交付)

第7条 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けたときに有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第2条の規定を準用する。

2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

第8条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、申請書に、事由を記載し、破り、又は汚した場合にあってはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失った身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。

Ⅱ 指 定 医 師

1 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準

(趣旨)

- (1) 横浜市社会福祉審議会が身体障害者福祉法第 15 条第 2 項により、横浜市長に対し意見を述べようとするときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

(指定申請)

- (2) 医師の指定は、原則として 1 人 1 障害区分とする。(ただし、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」の指定医師については、他の障害区分の担当を兼ねることができる。また、「心臓と呼吸器」「聴覚・平衡と音声・言語・そしゃく」「じん臓とぼうこう・直腸」「ぼうこう・直腸と小腸」などのように、両障害に関連性のあるものについては、2つの障害区分を担当することを認める。なお、神経内科、脳神経外科及びリハビリテーション科を標ぼうする医師については、「肢体不自由と音声・言語・そしゃく」とを合わせて担当することを認める。)

(経験年数)

- (3) 医師の経験年数は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 大学の医局又はこれに準ずる病院において、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害又は音声・言語若しくはそしゃく機能障害の医療に関係のある診療科は 2 年以上、肢体不自由又は内部障害(心臓、じん臓若しくは呼吸器、又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の医療に関係のある診療科は 3 年以上、それらの科の診療の専ら従事していること。

イ 病院又は診療所において前号に規定する各障害の医療に関係のある診療科の診療に 5 年以上専ら従事していること。

(地域的考慮)

- (4) 指定にあたって、地域的考慮は特に行わない。

2 身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定基準について

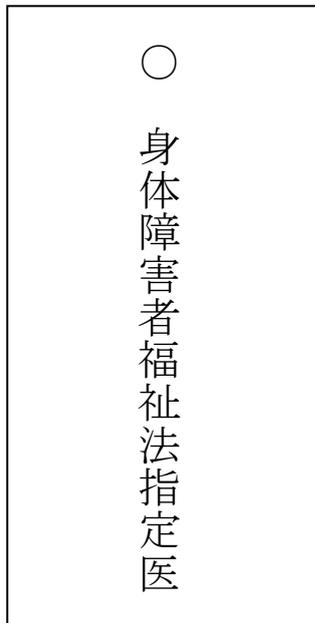
各障害区分に係る診療科は、身体障害者福祉法施行規則第 3 条第 1 項の規定による医師の指定基準（昭和 29 年厚生省告示第 140 号）及び身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定基準について（平成 12 年障第 275 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき、概ね次のとおりとします。

- (1) 視覚障害の医療に係るのある診療科名
眼科、脳神経外科、神経内科
注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、脳神経外科、神経内科
注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
- (3) 平衡機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、内科、形成外科
- (5) そしゃく機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、気管食道科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、形成外科、口腔外科
注) 口腔外科にあつては、口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの（4 級）についてのみ認めることとする。
- (6) 肢体不自由の医療に係るのある診療科名
整形外科、外科、内科、小児科、神経科、リハビリテーション科、呼吸器科、放射線科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、リウマチ科、形成外科、神経内科、理学診療科
- (7) 心臓の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、小児科、循環器科、外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓の機能障害医療に係るのある診療科名
内科、小児科、循環器科、外科、泌尿器科、麻酔科、小児外科
- (9) 呼吸器の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、小児科、呼吸器科、外科、呼吸器外科、気管食道科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸の機能障害の医療に係るのある診療科名
泌尿器科、外科、小児科、小児外科、内科、神経内科、産婦人科（婦人科）、消化器科（胃腸科）
- (11) 小腸の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、消化器科（胃腸科）、小児科、外科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、小児科、呼吸器科、産婦人科、外科
注) エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。

○身体障害者福祉法施行細則準則（抄）

第8条 施行規則第3条の規定により、都道府県の指定を受けた医師は、様式第5による標示を、その見やすい場所に掲示しなければならない。

様式第5



標示の規格は、縦 125 ミリメートル、横 55 ミリメートルとし、その材料は金属又は木材を用いるとものすること。

3 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医師の申請等の方法

(1) 新たに指定を受ける場合

区 分	申 請 方 法
① 現在市内で未指定の医師	左記医師が指定を希望するときは、指定申請書（様式1）に経歴書（様式3）及び医師免許証（A4サイズの写し）を添えて申請する。
② 他縣市で指定された医師の 市内への異動 (神奈川県内の他市からの 異動は除く)	

(2) 指定医師が異動する場合

異 動 事 由	届 出 方 法
①市内における異動	指定医師について異動があった場合は、異動届（様式4）を提出する。 ※県外への異動で横浜市での指定の継続を要しない場合は、指定書を添えて辞退届（様式6）を提出する。（ただし、県内での指定を再度希望する場合には、あらためて新規指定申請を行う必要がある。）
②市外への異動	
③その他の異動	
④神奈川県内の他市からの異動	異動届（様式4）に指定書（写）を添えて提出する。

(3) その他の場合

事 由	届 出 方 法
①2か所以上の医療機関の兼務	複数の医療機関において指定医師として勤務する場合は、兼務届（様式5）を提出する。
②横浜市での医師の指定を辞退	指定医師を辞退する場合は、辞退届（様式6）に指定書を添えて提出する。

(様式1)

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定申請書

		年	月	日
横浜市長		あて		
		申請者：住 所		
		氏 名		
		Ⓜ		
身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。				
フリガナ				
氏 名	Ⓜ			
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)			
現 住 所				
所属医療機関名				
所属医療機関の所在地	〒			
	TEL		FAX	
診 療 科 目				
担当を希望する障害区分(○で囲む)	・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・じん臓機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			

- 備考：1. 本申請書に、経歴書及び医師免許証(写)を添付してください。
2. 「身体障害者福祉法に基づく医師の指定申請について」(別紙)をよく読んで記載してください。

※事務担当者の所属及び氏名
(申請者が本人以外の場合、
本人との連絡が取りにくい場合等) (課)

(様式2)

身体障害者福祉法第15条に基づくそしゃく機能障害の歯科医師 による診断書・意見書の作成に係る歯科医師の指定申請書

		年	月	日
横浜市長		あて		
		申請者：住 所		
		氏 名		
		Ⓜ		
身体障害者福祉法第15条第1項に規定する歯科医師の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。				
フリガナ				
氏 名	Ⓜ			
生年月日(年齢)	年	月	日	(歳)
現 住 所				
所属医療機関名				
所属医療機関の所在地	〒			
	TEL	FAX		
診 療 科 目				

備考：本申請書に、経歴書及び歯科医師免許証(写)を添付してください。

※事務担当者の所属及び氏名

(申請者が本人以外の場合、
本人との連絡が取りにくい場合等)

(課)

(様式4)

身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師の異動届

横浜市長

あて

年 月 日

届出者：住所

氏名

印

次のとおり、身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師として勤務する医療機関を異動します。

フリガナ		診療科目			
医師氏名					
発生年月日		年	月	日	
異動事由		市外への異動 市内の異動 その他 神奈川県内の他市からの異動			
所属医療機関	旧	名称		名称	
		所在地	〒 TEL FAX	所在地	〒 TEL FAX
担当する障害区分		・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・じん臓機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			

注意： 1. 「異動事由」「担当する障害区分」欄は該当する箇所を○で囲んでください。

2. 神奈川県内の他市からの異動の場合、指定書(写)を添付してください。

3. 神奈川県外に異動する場合で、横浜市での指定の継続を要しない場合には辞退届(別様式)を提出してください。(ただし、再度県内で指定されるためには、あらためて新規指定申請を行う必要がありますので注意してください。)

(様式5)

身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師の兼務届

横浜市長

あて

年 月 日

届出者：住所

氏名

印

次の医療機関において、身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師として兼務します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
医師氏名			
発生年月日		年 月 日	
所属医療機関	本務	名称	
		所在地	〒 TEL FAX
	兼務	名称	
		所在地	〒 TEL FAX
担当する障害区分	・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・じん臓機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		

注意：1. 「担当する障害区分」欄は該当区分を○で囲んでください。

2. 神奈川県内の指定医で、兼務届を提出する場合は、指定書(写)を添付してください。

(様式6)

身体障害者福祉法第15条に 基づく指定医師の辞 退 届

横浜市長 あて 年 月 日

次のとおり、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定を辞退します。

辞退理由

フリガナ

医師氏名 ⑩

所属医療
機関名

〒

所在地

TEL ()

FAX ()

担当する
障害区分

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・じん臓機能障害
- ・ぼうこう又は直腸機能障害
- ・小腸機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

注意：1. 「担当する障害区分」欄は該当区分を○で囲んでください。
2. 指定書を添付してください。添付できない場合は、余白にその理由を明記してください。

(様式8)

同意書

医師氏名	
医療機関名 及び所在地	
担当科目 (障害区分)	
<p>身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>居住地</p> <p>医師氏名 印</p>	

Ⅲ 関係機関一覧

1 障害者更生相談所

身体障害者手帳の発行、指定医申請の窓口となっています。

名称	所在地	電話	F A X	最寄駅
横浜市障害者 更生相談所	〒222-0035港北区鳥山町1,770 (横浜市総合リハビリテーション センター内)	473-0666(代)	473-0809	JR・地下鉄新横浜駅

2 福祉保健センター(区役所内)

身体障害者手帳の申請・交付の窓口であるとともに、障害者の生活上の相談や各種福祉制度利用の際の窓口となっています。

サービス課(障害者支援担当)が担当しています。

区	所在地	電 号 (障害者支援担当)	F A X	最寄駅
鶴見区	〒230-0051鶴見中央3-20-1	510-1778	510-1897	JR・京急鶴見駅
神奈川区	〒221-0824広台太田町3-8	411-7114	324-3702	JR東神奈川駅または 東急反町駅
西区	〒220-0051中央1-5-10	320-8417	290-3422	京急戸部駅または 相鉄平沼橋駅
中区	〒231-0021日本大通35	224-8165	224-8159	JR・地下鉄関内駅または JR石川町駅
南区	〒232-0018花之木町3-48-1	743-8245	714-7989	地下鉄蒔田駅または 京急井土ヶ谷駅
港南区	〒233-0004港南中央通10-1	847-8459	845-9809	地下鉄港南中央駅
保土ヶ谷区	〒240-0001川辺町2-9	334-6383	331-6550	相鉄星川駅
旭区	〒241-0022鶴ヶ峰1-4-12	954-6128	955-2675	相鉄鶴ヶ峰駅
磯子区	〒235-0016磯子3-5-1	750-2416	750-2540	JR磯子駅
金沢区	〒236-0021泥亀2-9-1	788-7849	786-8872	京急金沢文庫駅
港北区	〒222-0032大豆戸町26-1	540-2236	540-2396	東急大倉山駅
緑区	〒226-0013寺山町118	930-2433	930-2435	JR中山駅
青葉区	〒225-0024市ヶ尾町31-4	978-2453	978-2416	東急市が尾駅
都筑区	〒224-0032茅ヶ崎中央32-1	948-2316	948-2309	地下鉄センター南駅
戸塚区	〒244-0003戸塚町157-3	866-8463	881-1755	JR・地下鉄戸塚駅
栄区	〒247-0005桂町303-19	894-8068	893-3083	JR本郷台駅
泉区	〒245-0016和泉町4636-2	800-2417	800-2513	相鉄いずみ中央駅
瀬谷区	〒246-0021二ツ橋町190	367-5715	364-2346	相鉄三ツ境駅